

平成 29 年 4 月 5 日

各市長(指定都市・中核市を除く) 様

千葉県健康福祉部長

(公印省略)

千葉県社会福祉法施行細則の一部改正について(通知)

平成 28 年 3 月 31 日に社会福祉法等の一部が改正される法律(平成 28 年法律第 21 号)が交付されたことに伴い、平成 28 年 11 月 11 日付け雇児発 1111 第 1 号、社援発 1111 第 4 号、老発 1111 第 2 号『社会福祉法人の認可について』の一部改正についてにより、法人に関する申請書の様式が示されたところです。

県では、千葉県社会福祉法施行細則(昭和 27 年規則第 54 号。以下「細則」という。)により各種申請・届出等に必要な様式を定めていることから、今回の法改正に伴い細則の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。

**【担 当】**

健康福祉指導課法人指導班：石丸

TEL：043-223-2351

○千葉県社会福祉法施行細則

千葉県社会福祉法施行細則

昭和二十七年十月三日

規則第五十四号

(目的)

第一条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）の施行に関しては、法令に別段の定めがあるもののほか、この細則の定めるところによる。

一部改正〔平成二二年規則一五五号〕

(届出、申請等の様式)

第二条 次の各号に掲げる法に基づく届出、申請等は、それぞれ当該各号に定める届出書、申請書等により行うものとする。

- 一 法第三十一条第一項の認可の申請 社会福祉法人設立認可申請書（別記第一号様式）
- 二 法第四十五条の三十六第二項の認可の申請 社会福祉法人定款変更認可申請書（別記第二号様式）
- 三 法第四十六条第二項の認可又は認定の申請 社会福祉法人解散認可・認定申請書（別記第三号様式）
- 四 法第五十条第三項及び第五十四条の六第二項の認可の申請 社会福祉法人合併認可申請書（別記第四号様式）
- 五 法第六十二条第一項の届出 第一種社会福祉事業経営届（別記第五号様式）
- 六 法第六十二条第二項の許可の申請 第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第六号様式）
- 七 法第六十三条第二項、第六十四条、第六十八条又は第六十九条第二項の届出 社会福祉事業変更・廃止届（別記第七号様式）
- 八 法第六十三条第二項の許可の申請 社会福祉事業変更許可申請書（別記第八号様式）
- 九 法第六十七条第一項の届出 施設を必要としない第一種社会福祉事業開始届（別記第九号様式）
- 十 法第六十七条第二項の許可の申請 施設を必要としない第一種社会福祉事業経営許可申請書（別記第十号様式）
- 十一 法第六十九条第一項の届出 第二種社会福祉事業開始届（別記第十一号様式）

全部改正〔昭和六二年規則三七号〕、一部改正〔平成二二年規則一五五号・二三年一一一号〕

(書類提出の義務)

第三条 社会福祉事業を営む者は、毎会計年度終了後一月以内に次の各号に掲げる書類（助産施設を営む者については、第一号に掲げる書類）を知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 財産目録
- 三 収支決算書
- 四 翌年度の事業計画書
- 五 翌年度の収支予算書
- 六 役員名簿

一部改正〔昭和五五年規則二六号〕